

宿泊事業者総合支援補助金 よくある質問

全般

Q1. 本社は市外にありますが、市内の施設における事業であれば申請可能ですか。

可能です。本社の代表者、本社の住所で申請してください。

Q2. 仙台市内に複数の施設を運営しています。事業者単位の申請のようですが、施設単位で申請することはできますか？

施設単位での申請はできませんので、事業者単位で申請いただきますようお願いいたします。

複数の施設を運営している場合、原則は1事業者あたり50万円ですが、(4)DX支援、(5)災害対策・危機管理支援、(6)ユニバーサルツーリズム促進、(7)施設サービス拡充支援に関する設備の導入・改修を行う場合の上限額は1施設あたり50万円です。

Q3. 民泊を営んでいますが、申請可能ですか？

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づいて仙台市生活衛生課に届出を行い、住宅宿泊事業（いわゆる民泊サービス）を行っている事業者については、申請可能です。

Q4. 申請者の概要が分かる資料とは、何を提出すればいいのでしょうか？

旅館・ホテルの場合は旅館業営業許可指令書の写し（営業を証明する書類）を提出してください。民泊サービスの場合は、住宅宿泊事業法で規定されている標識を写真撮影いただき、提出をお願いします。

Q5. 申請したいのですが、申請書や実績報告書などの様式データはどこで入手できますか？

申請にあたり必要な様式は、仙台市ホームページダウンロードいただけます。その他、事務局にご連絡いただければ、メールにて送付いたします。申請にあたっては、事前に事務局へのご相談をお願いいたします。

Q6. メールやファックスで申請することはできますか？

原則として、事務局あてメールでの提出をお願いします。

※やむを得ない場合は、郵送での提出も可能です。

※事務局では受付窓口を設けておりませんので、ご持参頂くことはお控えください。

Q7. 申請書等には押印は必要ですか？

押印は不要です。

Q8. 複数の補助メニューを組み合わせた申請は可能ですか？

可能です。ただし、申請は1事業者あたり1回となりますので、まとめて申請してください。

Q9. 例えば、6月頃にお掃除ロボットを購入し、8月頃に求人サイトに求人情報を掲載したいと考えています。この場合、2回に分けて申請してもいいですか？

申請は1事業者あたり1回となりますので、6月のお掃除ロボットの購入前にまとめて申請してください。

Q10. 既にDXにかかる経費を申請し、交付決定通知書が送付されていますが、今からバリアフリー化にかかる経費を申請することはできますか？

申請は1事業者あたり1回となりますが、実績報告提出前でしたら変更申請をすることにより、バリアフリー化にかかる経費を申請可能です。ただし、予算の上限に到達した場合は、変更申請ができませんので、ご注意ください。

Q11. 予算の上限を到達した場合、補助金の受付は終了となりますか？事前に予算が間もなく到達する旨の通知などはあるのでしょうか？

予算の上限に到達した場合、補助金の受付を終了いたします。なお、事前の通知等はいりませんのでご了承ください。受付を終了した際は、仙台市HPでお知らせいたします。

宿泊事業者総合支援補助金 よくある質問

全般

Q12.他の補助金や助成金に申請した事業（対象経費）を当補助金も申請することは可能ですか。

他の補助金や助成金に申請し交付決定を受けた同一事業（対象経費）については当補助金に申請はできません。なお、他の補助金や助成金に申請したものの、不採択・不交付となった事業（対象経費）については、当補助金の対象となる場合があるため、事務局までご相談ください。

Q13.支払が完了したのから実績報告書を提出してもいいですか？一度にまとめて実績報告しないといけないのでしょうか？

申請した事業の支払がすべて完了してから報告いただきますようお願いいたします。

Q14.当補助金は受け取ると課税対象になりますか？

課税対象となります。詳細については自社経理担当者様、または税務署へご確認ください。

(1) 採用活動支援

Q15.対象となる経費はどういったものですか？

下記の経費が補助対象となります。

なお、仙台市内の施設で勤務することが前提の採用活動にかかる経費に限ります。

◆ 求人情報掲載又は人材紹介サービス利用事業

- ・広告料（求人情報誌や就職情報サイトへの求人情報掲載費用）
- ・利用料（人材紹介サービスの利用費用）

△ 勤務地が仙台市であることを示して行うものに限ります。

◆ 企業説明会等実施参加事業

- ・消耗品費（会場装飾等の購入費用）
- ・使用料及び賃借料（会場使用、会場装飾、備品等資材借入に係る費用）
- ・参加負担金等（参加負担、会場使用、会場装飾、備品等資材借入に係る費用）

△ 勤務地に仙台市が含まれることを示して行うものに限ります。

Q16.既に求人サイトに掲載していますが、これから申請しても補助対象となりますか？

対象となりません。求人サイトの掲載や企業説明会等への参加等の事業の実施は申請後に行ったものが対象となります。申請後であれば、交付決定前に事業を開始する（求人サイトへの掲載等）ことは妨げませんが、交付決定前に行った事業や支払済みの経費については、補助対象経費として交付決定をお約束するものではありません。

Q17.東京で開催される企業説明会に出展しますが、補助対象となりますか？

企業説明会への参加の主たる目的が、仙台市内の施設で勤務する人材を採用することであれば対象となります。

宿泊事業者総合支援補助金 よくある質問

(2) 外国人材雇用支援

Q18.対象となる経費はどのようなものですか？

下記の経費が補助対象となります。

◆移動費

・外国人材の入国に伴う移動費 ※事業者の人員の現地視察等の旅費は認めない

(例：外国人材が居住地から日本に入国するまでにかかった交通費、入国後の空港から本市への交通費)

◆手数料

・送り出し機関や人材紹介会社、登録支援機関へ支払う紹介手数料

・入国管理局に支払う在留資格に係る手数料 等

◆委託料

・在留資格の変更や申請に係る行政書士への委託料 ・登録支援機関への委託料

・通訳の手配に係る委託料 等

◆福利厚生費

・外国人材の健康診断の費用 等

※いずれも、仙台市内の宿泊施設で勤務する外国人材にかかる経費で、申請後～令和9年2月26日(金)に支払う経費が対象です。

Q19.申請前に雇用契約を締結し、既に勤務を開始している外国人材は対象となりますか？

対象となりません。ただし、申請後であれば、交付決定前に雇用契約を締結することや、勤務を開始すること、さらには外国人材にかかる経費の支払いを行うことは妨げません。

Q20.外国人材の雇用形態は、どのようなものが対象となりますか？

正社員または契約社員として、フルタイムで継続的に勤務することを前提に雇用する場合が対象です。アルバイト、派遣は対象外です。

(3) 人材育成支援

Q21.対象となる経費はどのようなものですか？

◆消耗品費

人材育成や教材開発用の参考文献等の購入費用 等

◆使用料及び賃借料

研修会等の実施にあたっての会場使用、会場装飾及び備品等資材借入の費用 等

◆手数料

教材資料作成に係る費用・通訳の手配に係る委託料 等

◆委託料

・外部講師招聘に係る費用

・教材開発に関する外部コンサルティングサービス等に係る経費 等

◆参加負担金

外部研修会参加に係る費用 等 ※研修会場等への移動費や宿泊費、体験費等は対象外

宿泊事業者総合支援補助金 よくある質問

(3) 人材育成支援

Q22.研修講師の派遣を既に手配済みですが、申請可能ですか？

交付決定後に発注・購入したものが補助対象となるため、申請前や交付決定前に手配したものは対象となりません。

Q23.社員研修として他県に行つて視察をしたいのですが、申請可能ですか？

研修に伴い発生する移動費は対象となりません。また、視察先で講義を受ける場合の講義料等は対象となりますが、飲食や施設利用料等は視察目的でも対象となりません。

Q24.外部研修の講義後に予定されている懇親会の参加費用は申請可能ですか？

懇親会の費用は対象となりません。外部研修の講義に参加するのに必要な費用が対象となります。

(4) DX支援

Q25.掃除ロボットを既に購入しており支払済みですが、申請可能ですか？

交付決定後に購入したもの、あるいはシステム導入したものが補助対象となるため、申請前や交付決定前に購入したものやシステム導入したもの（支払前を含む）は対象となりません。

Q26.業務効率化、生産性向上のためのDX化及びデジタル化にあたり必要な経費が補助対象とのことですが、具体的に何が対象経費となりますか？

予約管理システムの導入・更新、WEBサイトのリニューアル、セルフチェックイン、セルフ清算システムの導入、キャッシュレス化、掃除ロボット、配膳ロボット等の導入などを想定していますが、システム化、デジタル化により業務効率化や生産性向上につながるものであれば補助対象となります。また、リースによる導入の場合も対象となります（補助は交付決定以降に今年度要した経費のみとなります）。まずは事務局までご相談ください。

(5) 災害対策・危機管理支援

Q27.災害用備蓄品を既に購入しており支払済みですが、申請可能ですか？

交付決定後に購入したものが補助対象となるため、申請前や交付決定前に購入したもの（支払前を含む）は対象となりません。

Q28.災害対策、危機管理に必要な経費とは具体的に何が対象経費となりますか？

乾パン、ペットボトル、アルファ米、毛布などの災害用備蓄品や、災害用簡易トイレやAEDの購入、クマ対策などを想定していますが、非常時対応機能の強化につながるものであれば補助対象となります。また、リースによる導入の場合も対象となります（補助は交付決定以降に今年度要した経費のみとなります）。まずは事務局までご相談ください。

宿泊事業者総合支援補助金 よくある質問

(6) ユニバーサルツーリズム促進

Q29.既に浴室内に手すりを設置済みですが、申請可能ですか？

交付決定後に設置、改修、購入等したものが補助対象となるため、申請前や交付決定前に設置、改修、購入等したもの（支払前を含む）は対象となりません。

Q30.バリアフリー化及びインバウンド対応にかかる多言語対応等に必要な経費とは具体的に何が対象経費となりますか？

施設内の段差の解消・浴室の改修や手すりの設置、多目的トイレの設置などのバリアフリー化や、インバウンド対応にかかる多言語対応などを想定していますが、その他受入環境の整備につながるものであれば補助対象となります。また、リースによる導入の場合も対象となります（補助は交付決定以降に今年度要した経費のみとなります）。まずは事務局までご相談ください。

(7) 施設サービス拡充支援

Q31.キッズスペースを既に購入しており支払済みですが、申請可能ですか？

交付決定後に購入したもの、あるいは導入したものが補助対象となるため、申請前や交付決定前に購入したものや導入したもの（支払前を含む）は対象となりません。

Q32.去年実施したイベントを今年も実施予定なのですが、申請可能ですか？

新規実施または拡充して実施されるものが対象となりますので、去年と同内容のイベント実施にかかる費用は対象となりません。同様のイベントでも、去年より内容が拡充される場合は補助の対象になります。

Q33.共有スペースの充実、市の資源を活用したサービスや滞在促進につながるサービス等に必要な経費が補助対象とのことですが、具体的に何が対象経費となりますか？

宴会場等の貸出設備に設置する機器の拡充やキッズスペースの設置、地産地消メニューの開発、施設内での仙台市伝統工芸品の展示や伝統芸能の披露、体験プログラム等のイベント実施、貸出用自転車の整備等を想定していますが、施設の魅力が向上し宿泊促進につながるサービスであれば補助対象となります。また、リースによる導入の場合も対象となります（補助は交付決定以降に今年度要した経費のみとなります）。まずは事務局までご相談ください。